

監査公表第 603 号

平成 20 年 8 月 7 日付け京都市職員措置請求に係る同年 10 月 9 日付け勧告を受けて講じた措置について、地方自治法第 242 条第 9 項前段の規定により京都市長から通知があったので、同項後段の規定により、次のとおり公表します。

平成 21 年 2 月 16 日

京都市監査委員	高橋	泰一朗
同	井上	教子
同	不室	嘉和
同	出口	康雄

第 1 勧告の内容

- 1 京都市タクシーチケット取扱要領第 7 条第 1 項に規定する基準に適合しないタクシーチケットの使用によって支出した庸車料計 497,660 円について、使用者である職員に対し、それぞれ返還を請求するなどの必要な措置を講じられたい。また、併せて、上記金額のうち 133,850 円について、平成 19 年度に教育委員会事務局総務部総務課長であった職員に対し、賠償を請求するなどの必要な措置を講じられたい。
- 2 上記 1 のほか、本件監査において証拠が不十分であることを理由として上記基準に適合しないと認めなかったチケットの使用のうち、専ら乗車区間及び乗車時刻の調査に困難を伴うこと又は当該調査に対する回答が得られなかったことを理由とするもの以外のものについて、必要な事実関係を調査のうえ、本件監査における判断に照らし、必要な措置を講じられたい。
- 3 平成 19 年度に教育委員会事務局総務部総務課企画広報係長であった職員に支給された平成 20 年 2 月分の時間外勤務に対する時間外勤務手当のうち、平成 20 年 2 月 8 日の時間外勤務の従事時間中の少なくとも 1 時間の勤務に対する支給額に相当する金額について、当該職員に対し、その返還を請求するなどの必要な措置を講じられたい。
- 4 上記の措置は、平成 21 年 2 月 9 日までに講じられたい。

第 2 京都市長からの通知に係る事項

- 1 タクシーチケットの使用による庸車料の支出について
(1) 庸車料の返還請求

京都市タクシーチケット取扱要領第 7 条第 1 項に掲げる基準に適合しないタクシーチケット（以下「チケット」という。）の使用（以下「基準外使用」という。）によって支出した庸車料計 497,660 円について、使用者である職員（平成 19 年度に教育委員会事務局の職員であった当時の教育企画監 b（以下「対象職員 b」という。）、総務部長 c（以下「対象職員 c」という。）、同部総務課長 d（以下「対象職員 d」という。）、同課

担当課長 e（以下「対象職員 e」という。）、同課担当課長 f（以下「対象職員 f」という。）、同課課長補佐 g（以下「対象職員 g」という。）、同課企画広報係長 i（以下「対象職員 i」という。）及び同課担当係長 k（以下「対象職員 k」という。）に対し、それぞれ返還を請求し、平成 20 年 11 月 7 日までに収入した。

(2) チケットの使用に係る事実関係の調査及び庸車料の返還請求

ア 事実関係の調査

監査結果（平成 20 年 10 月 9 日付け監第 61－1 号。監査公表第 593 号。以下同じ。）において証拠が不十分であるとして基準外使用とは認められなかったチケットの使用のうち、専ら乗車区間及び乗車時刻の調査が困難であること又は当該調査への回答が得られなかったことを理由とするものを除く 148 件について、次のとおり、事実関係の調査を行った。

(ア) 運行記録の調査

監査において運行記録の調査が行われていないものを含む 107 件のチケットの使用について、タクシー会社等に対し、運行記録に基づく乗車区間及び乗車時刻を照会した結果、68 件について乗車区間及び乗車時刻が判明したが、39 件は運行記録の保存期間の経過等により判明しなかった。

(イ) 対象職員の調査

- a 上記(ア)の運行記録の照会結果等から判断することが可能なものを除く 109 件のチケットの使用について、対象職員に対し、具体的な業務内容、勤務終了時刻等を確認するための調査を行った。
- b また、監査結果において示された基準とは別の基準に基づきチケットの使用の適否を判断するため、必要に応じ、上記の 109 件以外のチケットの使用について、対象職員に対し、具体的な業務内容、勤務終了時刻等を確認するための調査を行った。

イ 判断

上記アの調査（上記ア(イ) b の調査を含む。）に基づき、監査結果における判断に照らして基準外使用に当たるかどうかを判断した結果は、別表のとおりである。

また、上記アの調査によってもなお、対象職員の記憶があいまいである等の理由からチケットの使用の原因となった業務の内容等が明らかでないものについては、当該チケットの使用が基準外使用とはいえないと判断したが、これらについては、いずれも、使用者である対象職員から自主的に返還する旨の申出があったため、これを受け入れることとした。

なお、別表の番号欄に掲げる番号は、監査結果別表 2 及び 3 の番号

欄に掲げられている番号と対応しており、別表の理由欄に掲げる記号（「(ア) a」等）は、監査結果第3 2(1)ウにおいて示された理由の記号と対応している。また、上記の自主返還を受け入れることとしたものについては同表の自主返還の欄に○印を付し、上記ア(イ)の調査の結果、勤務の終了時刻に係る職員の申告内容が修正されたものについては、同表の申告勤務終了時刻欄中の修正欄に*印を付している。

ウ 庸車料の返還請求

上記イで判断したところにより、チケットの基準外使用によって支出した庸車料計 383,550 円及び職員からの自主返還の申出に係る庸車料計 52,410 円の合計 435,960 円について、使用者である下表に掲げる各対象職員に対し、それぞれ同表に掲げるタクシー料金の合計額に相当する金額の返還を請求し、平成 21 年 2 月 9 日までに収入した。

職員	チケットの使用件数	タクシー料金の合計額
対象職員 b	2 件	5,120 円
対象職員 c	21 件	138,310 円
対象職員 d	2 件	1,870 円
対象職員 e	32 件	82,450 円
対象職員 g	1 件	4,820 円
対象職員 i	29 件	203,390 円

2 時間外勤務手当の支出について

平成 19 年度に教育委員会事務局総務部総務課企画広報係長であった職員に対して支給した平成 20 年 2 月分の時間外勤務に対する時間外勤務手当のうち、平成 20 年 2 月 8 日の時間外勤務の従事時間中の 1 時間の勤務に対する支給額 3,182 円について、当該職員に対して返還を請求し、同年 11 月 7 日に収入した。

番号	対象職員	使用日	曜日	会員番号	請求月	チケット番号	枝番号	金額(円)	判定結果	理由	自主返還	券面又は運行記録照会結果				使用報告書記載情報				勤務状況			
												運行記録照会対象	乗車地	降車地	乗車時刻	乗車地	降車地	乗車地	降車地	申告勤務終了時刻	時間外勤務命令終了時刻	申告勤務終了時刻修正	パソコン動作記録
13	対象職員b	平成19年4月25日	水	0503-4401-5	5月	224109	20	2,800	基準外使用とはいえない	(7) d		○	パルスブラザ	市役所	市役所	市役所	(自宅所在地)	市役所	(自宅所在地)				0:10
15	対象職員b	平成19年5月14日	月	0503-4401-5	5月	224109	29	2,640	基準外使用とはいえない	(7) e		○	寺町御池	(自宅所在地)	市役所	市役所	(自宅所在地)	市役所	(自宅所在地)	23:30過ぎ			0:00
17	対象職員b	平成19年5月28日	月	0503-4401-5	6月	282169	1	3,200	基準外使用とはいえない	(7) e		○	市役所	(自宅所在地)	市役所	市役所	(自宅所在地)	市役所	(自宅所在地)	23:40			23:40
19	対象職員b	平成19年9月5日	水	0503-4401-5	9月	308227	7	3,200	基準外使用とはいえない	(7) e		○	市役所	(自宅所在地)	市役所	市役所	(自宅所在地)	市役所	(自宅所在地)	2:00頃			3:12
20	対象職員b	平成19年10月24日	水	0503-4401-5	10月	308227	26	2,800	基準外使用とはいえない	(7) e		○	市役所	(自宅所在地)	市役所	市役所	(自宅所在地)	市役所	(自宅所在地)	23:30過ぎ			0:00
21	対象職員b	平成19年11月15日	木	0503-4401-5	11月	308234	3	3,200	基準外使用とはいえない	(7) e		○	市役所	(自宅所在地)	市役所	市役所	(自宅所在地)	市役所	(自宅所在地)	1:00頃			1:31
24	対象職員b	平成20年1月10日	木	0503-4401-5	1月	308234	21	2,400	基準外使用	(7) a		○	川端四条	(自宅所在地)	市役所	市役所	(自宅所在地)	市役所	(自宅所在地)	21:00頃			0:38
25	対象職員b	平成20年1月18日	金	0503-4401-5	1月	308234	25	2,720	基準外使用	(7) b		○	河原町御池	(自宅所在地)	市役所	市役所	(自宅所在地)	市役所	(自宅所在地)	22:00前			2:50
27	対象職員b	平成20年3月3日	月	0503-4401-5	3月	376338	4	3,120	基準外使用とはいえない	(7) e		○	市役所	(自宅所在地)	市役所	市役所	(自宅所在地)	市役所	(自宅所在地)	0:30頃			0:50
29	対象職員c	平成19年4月13日	金	04876-7	4月	9151454	7-8	6,940	基準外使用とはいえない	(7) d		○			市役所	市役所	(自宅所在地)	市役所	(自宅所在地)	0:00頃			1:58

番号	対象職員	使用日	曜日	会員番号	請求月	チケット番号	枝番号	金額(円)	判定結果	理由	自主返還	券面又は運行記録照会結果				使用報告書記載情報			勤務状況			
												運行記録照会対象	乗車地	降車地	乗車時刻	乗車地	降車地	乗車地	降車地	申告勤務終了時刻	修正	パソコン動作記録
31	対象職員 c	平成19年4月20日	金	04876-7	5月	9151454	13-14	6,730	基準外使用	(7) a		○	四条河原町	(自宅所在地)		0:35	市役所	(自宅所在地)	23:30頃			0:05
34	対象職員 c	平成19年5月8日	火	04876-7	5月	9151454	24	5,000	基準外使用 とはいえない	(7) d		○		(自宅所在地)			市役所	(自宅所在地)	0:30頃			3:00
37	対象職員 c	平成19年5月28日	月	04876-7	6月	9151457	10-11	5,870	基準外使用 とはいえない	(7) d		○		(自宅所在地)			市役所	(自宅所在地)	0:00頃			1:15
38	対象職員 c	平成19年6月1日	金	04876-7	6月	9151457	12-13	6,560	基準外使用	(7) a			大-宅打明町 (山科)	(自宅所在地)		2:00	市役所	(自宅所在地)	23:30頃	*		22:05
39	対象職員 c	平成19年6月4日	月	04876-7	6月	9151457	14-15	6,400	基準外使用	(7) d		○	河原町四条	(自宅所在地)		3:30	市役所	(自宅所在地)	1:00頃			3:00
41	対象職員 c	平成19年6月12日	火	04876-7	7月	9151457	19-20	5,500	基準外使用	(7) a							市役所	(自宅所在地)	23:00頃			0:25
44	対象職員 c	平成19年7月4日	水	04876-7	8月	9151461	9-10	5,340	基準外使用 とはいえない	(7) f	○		祇園	(自宅所在地)			市役所	(自宅所在地)	0:00過ぎ			0:06
45	対象職員 c	平成19年7月10日	火	04876-7	7月	9151461	16-17	7,550	基準外使用	(7) a		○	京都	(自宅所在地)			市役所	(自宅所在地)	23:00頃			0:20
46	対象職員 c	平成19年7月17日	火	04876-7	8月	9151461	22-23	6,560	基準外使用	(7) a			河原町御池	(自宅所在地)			市役所	(自宅所在地)	23:00過ぎ	*		21:45
47	対象職員 c	平成19年7月25日	水	04876-7	8月	9159835	1-2	6,980	基準外使用	(7) a		○	七条大橋	(自宅所在地)			市役所	(自宅所在地)	22:00頃	*		23:50

番号	対象職員	使用日	曜日	会員番号	請求月	チケット番号	枝番号	金額(円)	判定結果	理由	自主返還	券面又は運行記録照会結果				使用報告書記載情報			勤務状況		
												運行記録照会対象	乗車地	降車地	乗車時刻	乗車地	降車地	乗車地	降車地	申告勤務終了時刻	修正
51	対象職員 c	平成19年8月17日	金	04876-7	9月	9159838	2-3	8,080	基準外使用	(7) a		○	木屋町蛸薬師	(自宅所在地)		市役所	(自宅所在地)	23:30過ぎ			23:53
52	対象職員 c	平成19年8月27日	月	04876-7	9月	9159838	13-14	5,500	基準外使用	(7) a			祇園	(自宅所在地)		市役所	(自宅所在地)	23:00頃	*		23:48
53	対象職員 c	平成19年8月28日	火	04876-7	9月	9159838	16-17	6,880	基準外使用	(7) a		○	木屋町三条	(自宅所在地)	0:30	市役所	(自宅所在地)	23:00頃			1:09
56	対象職員 c	平成19年9月12日	水	12705-3	9月	9159832	10-11	8,000	基準外使用	(7) a		○	三条大橋	(自宅所在地)	1:10	市役所	(自宅所在地)	23:00過ぎ	*		0:42
58	対象職員 c	平成19年9月19日	水	12705-3	10月	9159832	14-15	6,090	基準外使用 とはいえない	(4) d		○				市役所	(自宅所在地)	0:00頃			2:05
62	対象職員 c	平成19年10月9日	火	04876-7	10月	9163430	6-7	7,210	基準外使用	(7) a		○	河原町四条	(自宅所在地)	2:10	市役所	(自宅所在地)	23:30頃			1:20
64	対象職員 c	平成19年10月12日	金	04876-7	11月	9163430	14-15	6,270	基準外使用	(7) a		○				市役所	(自宅所在地)	23:30頃			22:13
65	対象職員 c	平成19年10月15日	月	04876-7	11月	9163430	16-17	5,770	基準外使用 とはいえない	(4) f	○	○	祇園	(自宅所在地)		市役所	(自宅所在地)	23:30頃			0:02
66	対象職員 c	平成19年10月19日	金	04876-7	11月	9163430	18-19	7,280	基準外使用	(7) a			四条花見小路	(自宅所在地)	1:25	市役所	(自宅所在地)	23:00過ぎ	*		0:05
67	対象職員 c	平成19年10月26日	金	04876-7	11月	9163430	21-22	7,370	基準外使用	(7) a		○	河原町六角	(自宅所在地)	2:10	市役所	(自宅所在地)	23:30頃			2:00

番号	対象職員	使用日	曜日	会員番号	請求月	チケット番号	枝番号	金額(円)	判定結果	理由	自主返還	券面又は運行記録照会結果				使用報告書記載情報			勤務状況		
												運行記録照会対象	乗車地	降車地	乗車時刻	乗車地	降車地	乗車地	降車地	時間外勤務命令終了時刻	申告勤務終了時刻
69	対象職員 c	平成19年11月7日	水	04876-7	11月	9163433	9-10	6,550	基準外使用 とはいえない	(7) a		○	河原町六角	(自宅所在地)	0:10	市役所	(自宅所在地)	23:00過ぎ	*		0:38
70	対象職員 c	平成19年11月15日	木	04876-7	12月	9163433	13-14	6,440	基準外使用 とはいえない	(7) e		○	四条木屋町	(自宅所在地)	4:15	市役所	(自宅所在地)	2:30頃			2:38
71	対象職員 c	平成19年11月16日	金	04876-7	12月	9163433	16-17	6,260	基準外使用 とはいえない	(7) a		○	河原町六角	(自宅所在地)		市役所	(自宅所在地)	23:30過ぎ			0:14
75	対象職員 c	平成19年12月6日	木	04876-7	12月	9170096	7-8	7,440	基準外使用 とはいえない	(7) e		○	河原町六角	(自宅所在地)	0:10	市役所	(自宅所在地)	0:00頃			1:15
81	対象職員 c	平成20年1月15日	火	04876-7	2月	9173073	1-2	6,220	基準外使用 とはいえない	(7) e		○	河原町御池	(自宅所在地)	2:35	市役所	(自宅所在地)				2:34
82	対象職員 c	平成20年1月17日	木	04876-7	2月	9173073	3-4	5,600	基準外使用 とはいえない	(7) e		○	河原町三条	(自宅所在地)	2:20	市役所	(自宅所在地)	1:00頃			1:20
88	対象職員 c	平成20年2月29日	金	04876-7	3月	9173073	18-19	5,700	基準外使用 とはいえない	(7) f	○	○	祇園	(自宅所在地)	0:55	市役所	(自宅所在地)				0:09
89	対象職員 c	平成20年3月3日	月	04876-7	3月	9173073	20-21	5,370	基準外使用 とはいえない	(7) e		○	木屋町六角	(自宅所在地)	4:55	市役所	(自宅所在地)	3:30頃			3:40
94	対象職員 c	平成20年3月26日	水	04876-7	3月	9178444	16-17	5,820	基準外使用 とはいえない	(7) a		○	木屋町三条	(自宅所在地)	0:45	市役所	(自宅所在地)	23:30頃			3:41
95	対象職員 c	平成20年3月28日	金	04876-7	3月	9178444	18-19	6,090	基準外使用 とはいえない	(7) e		○	木屋町蛸薬師	(自宅所在地)	1:15	市役所	(自宅所在地)	0:00過ぎ			3:45

番号	対象職員	使用日	曜日	会員番号	請求月	チケット番号	校番号	金額(円)	判定結果	理由	自主返還	券面又は運行記録照会結果				使用報告書記載情報		勤務状況			
												運行記録照会対象	乗車地	降車地	乗車時刻	乗車地	降車地	乗車地	降車地	時間外勤務命令終了時刻	申告勤務終了時刻
105	対象職員d	平成19年11月22日	木	04876-7	12月	9163431	1	1,380	基準外使用 とはいえない	(7)e		○	石段下	(自宅所在地)	1:45	市役所	(自宅所在地)	0:00前			23:58
106	対象職員d	平成19年11月29日	木	04876-7	12月	9163431	2	890	基準外使用	(7)a		○	烏丸三条	(自宅所在地)	0:00	市役所	(自宅所在地)	23:00前			2:54
118	対象職員d	平成20年1月17日	木	04876-7	2月	9163431	14	980	基準外使用	(7)b		○	市役所	(自宅所在地)	23:05	市役所	(自宅所在地)				1:20
131	対象職員e	平成19年4月5日	木	12705-3	4月	9144618	13	2,740	基準外使用	(7)a		○				市役所	(自宅所在地)	23:00頃			4:25
132	対象職員e	平成19年4月9日	月	12705-3	4月	9144618	15	1,920	基準外使用	(7)a		○				市役所	(自宅所在地)	23:00頃			2:50
134	対象職員e	平成19年4月11日	水	12705-3	4月	9144618	17	3,040	基準外使用 とはいえない	(7)e		○	市役所	(自宅所在地)	2:10	市役所	(自宅所在地)				4:40
135	対象職員e	平成19年4月12日	木	12705-3	4月	9144618	18	2,240	基準外使用 とはいえない	(7)e		○	市役所	(自宅所在地)		市役所	(自宅所在地)	0:00頃			3:35
137	対象職員e	平成19年4月17日	火	12705-3	5月	9144618	20	2,480	基準外使用	(7)a		○	四条木屋町	(自宅所在地)	1:00	市役所	(自宅所在地)	23:00頃			2:55
139	対象職員e	平成19年4月20日	金	12705-3	5月	9144618	22	2,570	基準外使用	(7)d		○	石段下	(自宅所在地)	2:35	市役所	(自宅所在地)	23:30頃			0:05
143	対象職員e	平成19年4月27日	金	04876-7	5月	9151456	5	2,260	基準外使用 とはいえない	(7)d		○				市役所	(自宅所在地)	0:00頃			1:35

番号	対象職員	使用日	曜日	会員番号	請求月	チケット番号	校番号	金額(円)	判定結果	理由	自主返還	券面又は運行記録照会結果				使用報告書記載情報			勤務状況			
												運行記録照会対象	乗車地	降車地	乗車時刻	乗車地	降車地	乗車地	降車地	申告勤務終了時刻	修正	パソコン動作記録
145	対象職員 e	平成19年5月7日	月	04876-7	5月	9151456	7	2,340	基準外使用	(7) a		○				市役所	降車地 (自宅所在地)		23:00頃			3:23
148	対象職員 e	平成19年5月11日	金	04876-7	5月	9151456	10	2,420	基準外使用 とはいえない	(7) d		○				市役所	降車地 (自宅所在地)		0:00頃			1:52
150	対象職員 e	平成19年5月21日	月	04876-7	6月	9151456	17	2,480	基準外使用	(7) a		○	四条花見	(自宅所在地)	23:20	市役所	降車地 (自宅所在地)		22:00過ぎ			0:20
154	対象職員 e	平成19年6月5日	火	04876-7	6月	9151456	23	2,250	基準外使用	(7) a		○				市役所	降車地 (自宅所在地)		23:00過ぎ			1:45
155	対象職員 e	平成19年6月6日	水	04876-7	6月	9151456	22	2,810	基準外使用 とはいえない	(7) f	○		祇園	(自宅所在地)	23:50頃	市役所	降車地 (自宅所在地)		23:30頃			1:30
156	対象職員 e	平成19年6月7日	木	04876-7	6月	9151458	3	1,940	基準外使用 とはいえない	(7) e		○	河原町御池	(自宅所在地)	0:20	市役所	降車地 (自宅所在地)					0:10
160	対象職員 e	平成19年6月23日	土	04876-7	7月	9151458	12	4,500	基準外使用	(7) a		○	河原町四条	判読不能		市役所, 大將軍	降車地 (自宅所在地)		22:00頃	*		19:10
161	対象職員 e	平成19年6月25日	月	04876-7	7月	9151458	13	2,510	基準外使用	(7) a		○				市役所	降車地 (自宅所在地)		23:00頃			0:40
162	対象職員 e	平成19年6月27日	水	04876-7	7月	9151458	15	2,090	基準外使用	(7) a			河原町三条	(自宅所在地)	0:15	市役所	降車地 (自宅所在地)		22:30頃	*		18:43
164	対象職員 e	平成19年7月6日	金	04876-7	7月	9151458	17	2,340	基準外使用 とはいえない	(7) d		○				市役所	降車地 (自宅所在地)		23:45			23:45

番号	対象職員	使用日	曜日	会員番号	請求月	チケット番号	枝番号	金額(円)	判定結果	理由	自主返還	券面又は運行記録照会結果				使用報告書記載情報			勤務状況			閉室時刻
												運行記録照会対象	乗車地	降車地	乗車時刻	乗車地	降車地	乗車地	降車地	時間外勤務命令終了時刻	申告勤務終了時刻	
166	対象職員 e	平成19年7月17日	火	04876-7	8月	9151458	19	2,180	基準外使用	(7) a			三木木屋町	(自宅所在地)	0:00	市役所	(自宅所在地)		23:00過ぎ	*		21:45
174	対象職員 e	平成19年8月6日	月	04876-7	8月	9159837	12	2,260	基準外使用	(7) b			河原町四条	(自宅所在地)	23:10	市役所	(自宅所在地)					1:44
176	対象職員 e	平成19年8月20日	月	04876-7	9月	9159837	18	2,020	基準外使用 とはいえない	(7) d						市役所	(自宅所在地)		23:30過ぎ			23:55
178	対象職員 e	平成19年8月22日	水	04876-7	9月	9159837	19	2,720	基準外使用	(7) a			河原町三条 タクシー 乗り場	(自宅所在地)	0:20	市役所	(自宅所在地)		22:30頃	*		20:11
179	対象職員 e	平成19年8月23日	木	04876-7	9月	9159837	20	2,170	基準外使用	(7) b			河原町丸太町	(自宅所在地)	22:17	市役所	(自宅所在地)		少なくとも 23:00頃			23:30
180	対象職員 e	平成19年8月27日	月	04876-7	9月	9159837	22	2,430	基準外使用 とはいえない	(7) d						市役所	(自宅所在地)		23:48			23:48
182	対象職員 e	平成19年8月31日	金	04876-7	9月	9159837	24	1,450	基準外使用	(7) a			烏丸柴明	(自宅所在地)	1:03	市役所	(自宅所在地)		22:00頃	*		1:15
187	対象職員 e	平成19年9月11日	火	04876-7	9月	9159839	13	2,420	基準外使用	(7) b			河原町三条	(自宅所在地)	23:05	市役所	(自宅所在地)					1:00
194	対象職員 e	平成19年9月27日	木	04876-7	10月	9159839	20	2,720	基準外使用 とはいえない	(7) f						市役所	(自宅所在地)					23:42
195	対象職員 e	平成19年9月28日	金	04876-7	10月	9159839	21	2,560	基準外使用	(7) a			河原町六角	(自宅所在地)		市役所	(自宅所在地)		23:26			23:26

番号	対象職員	使用日	曜日	会員番号	請求月	チケット番号	枝番号	金額(円)	判定結果	理由	自主返還	券面又は運行記録照会結果				使用報告書記載情報			勤務状況		
												運行記録照会対象	乗車地	降車地	乗車時刻	乗車地	降車地	乗車地	降車地	時間外勤務命令終了時刻	申告勤務終了時刻
197	対象職員 e	平成19年10月3日	水	04876-7	10月	9159839	23	2,880	基準外使用	(7) a		○	河原町六角	(自宅所在地)	2:30	市役所	(自宅所在地)	23:00頃	*	0:50	
203	対象職員 e	平成19年10月17日	水	04876-7	11月	9163432	7	2,320	基準外使用 とはいえない	(7) e		○	木屋町三条	(自宅所在地)	0:00	市役所	(自宅所在地)	23:30頃		0:15	
205	対象職員 e	平成19年10月19日	金	04876-7	11月	9163432	10	2,260	基準外使用	(7) a		○				市役所	(自宅所在地)	23:00頃		0:05	
211	対象職員 e	平成19年10月30日	火	04876-7	11月	9163432	20	2,800	基準外使用 とはいえない	(7) e		○	河原町六角	(自宅所在地)	1:35	市役所	(自宅所在地)	0:00頃		0:23	
213	対象職員 e	平成19年11月1日	木	04876-7	11月	9163432	22	2,240	基準外使用 とはいえない	(7) e		○	御池木屋町	(自宅所在地)	1:35	市役所	(自宅所在地)	23:30頃		2:01	
214	対象職員 e	平成19年11月5日	月	04876-7	11月	9163432	23	2,020	基準外使用	(7) b		○	河原町四条	(自宅所在地)	22:35	市役所	(自宅所在地)	23:30頃		0:08	
215	対象職員 e	平成19年11月8日	木	04876-7	11月	9163432	24	3,040	基準外使用	(7) a			市役所	(自宅所在地)	0:15	市役所	(自宅所在地)	22:00過ぎ	*	22:03	
216	対象職員 e	平成19年11月12日	月	04876-7	12月	9170094	2	2,740	基準外使用	(7) b		○	堀川御池	(自宅所在地)	22:15	市役所	(自宅所在地)			0:47	
219	対象職員 e	平成19年11月15日	木	04876-7	12月	9170094	8	1,940	基準外使用 とはいえない	(7) e		○	二条河原町	(自宅所在地)	0:20	市役所	(自宅所在地)			2:38	
220	対象職員 e	平成19年11月16日	金	04876-7	12月	9170094	9	2,660	基準外使用	(7) a		○	河原町六角	(自宅所在地)	23:45	市役所	(自宅所在地)	23:00頃	*	0:14	

番号	対象職員	使用日	曜日	会員番号	請求月	チケット番号	枝番号	金額(円)	判定結果	理由	自主返還	券面又は運行記録照会結果				使用報告書記載情報			勤務状況			
												運行記録照会対象	乗車地	降車地	乗車時刻	乗車地	降車地	乗車地	降車地	時間外勤務命令終了時刻	申告勤務終了時刻	修正
223	対象職員 e	平成19年11月20日	火	04876-7	12月	9170094	12	2,100	基準外使用 とはいえない	(7) e		○	御池富小路	(自宅所在地)	1:20	市役所	(自宅所在地)		0:55			0:55
225	対象職員 e	平成19年11月22日	木	04876-7	12月	9170094	17	2,010	基準外使用 とはいえない	(7) a		○	河原町御池	判読不能		市役所	(自宅所在地)		23:00頃			23:58
236	対象職員 e	平成19年12月18日	火	04876-7	1月	9170098	5	2,410	基準外使用 とはいえない	(7) d		○				市役所	(自宅所在地)		0:00			0:00
238	対象職員 e	平成19年12月20日	木	04876-7	1月	9170098	7	2,490	基準外使用 とはいえない	(7) f	○		祇園	(自宅所在地)	0:35	市役所	(自宅所在地)		0:00以後			1:55
239	対象職員 e	平成19年12月21日	金	04876-7	1月	9170098	8	2,810	基準外使用 とはいえない	(7) d		○				市役所	(自宅所在地)		0:00頃			3:49
243	対象職員 e	平成19年12月27日	木	04876-7	1月	9170098	12	2,020	基準外使用 とはいえない	(7) e		○	河原町御池	(自宅所在地)	23:45	市役所	(自宅所在地)					23:46
250	対象職員 e	平成20年1月7日	月	04876-7	1月	9170098	20	2,020	基準外使用 とはいえない	(7) e		○	河原町御池	(自宅所在地)	0:30	市役所	(自宅所在地)					2:15
256	対象職員 e	平成20年1月17日	木	12705-3	2月	9170093	4	2,980	基準外使用 とはいえない	(7) d		○				市役所	(自宅所在地)		23:30過ぎ			1:20
258	対象職員 e	平成20年1月21日	月	12705-3	2月	9170093	6	2,100	基準外使用 とはいえない	(7) e		○	河原町六角	(自宅所在地)	2:40	市役所	(自宅所在地)		0:55			0:55
260	対象職員 e	平成20年1月23日	水	12705-3	2月	9170093	8	3,760	基準外使用 とはいえない	(7) b		○	河原町三条	(自宅所在地)	23:10	市役所	(自宅所在地)					0:05

番号	対象職員	使用日	曜日	会員番号	請求月	チケット番号	枝番号	金額(円)	判定結果	理由	自主返還	券面又は運行記録照会結果				使用報告書記載情報			勤務状況		閉室時刻		
												運行記録照会対象	乗車地	降車地	乗車時刻	乗車地	降車地	乗車地	降車地	時間外勤務命令終了時刻		申告勤務終了時刻	時刻修正
261	対象職員 e	平成20年1月24日	木	12705-3	2月	9170093	9	2,010	基準外使用 とはいえない	(7) b		○	河原町二条	(自宅所在地)	23:05	市役所	(自宅所在地)					23:49	
262	対象職員 e	平成20年1月25日	金	12705-3	2月	9170093	10	2,510	基準外使用 とはいえない	(7) b		○	河原町四条	(自宅所在地)	22:35	市役所	(自宅所在地)						1:34
264	対象職員 e	平成20年1月29日	火	12705-3	2月	9170093	15	2,010	基準外使用 とはいえない	(7) e		○	河原町三条	(自宅所在地)	0:05	市役所	(自宅所在地)	23:30頃					1:58
267	対象職員 e	平成20年2月1日	金	12705-3	2月	9170093	18	4,890	基準外使用 とはいえない	(7) a			祇園	(自宅所在地)	2:40	市役所	(自宅所在地)	22:35	*				22:35
269	対象職員 e	平成20年2月9日	土	12705-3	2月	9170093	20	2,010	基準外使用 とはいえない	(7) a			河原町御池	(自宅所在地)	1:18	市役所	(自宅所在地)	21:30頃			*		19:18
270	対象職員 e	平成20年2月12日	火	12705-3	2月	9170093	21	2,010	基準外使用 とはいえない	(7) e		○	河原町二条	(自宅所在地)	23:50	市役所	(自宅所在地)						1:57
279	対象職員 e	平成20年2月29日	金	04876-7	3月	9173075	6	2,090	基準外使用 とはいえない	(7) e		○	河原町六角	(自宅所在地)	0:40	市役所	(自宅所在地)	0:09					0:09
281	対象職員 e	平成20年3月3日	月	04876-7	3月	9173075	8	2,320	基準外使用 とはいえない	(7) e		○	市役所	(自宅所在地)	3:40	市役所	(自宅所在地)						3:40
284	対象職員 e	平成20年3月11日	火	04876-7	3月	9173075	16	2,320	基準外使用 とはいえない	(7) e		○	市役所	(自宅所在地)	23:40	市役所	(自宅所在地)						2:06
285	対象職員 e	平成20年3月12日	水	04876-7	3月	9173075	17	2,240	基準外使用 とはいえない	(7) e		○	京都市役所	(自宅所在地)	2:40	市役所	(自宅所在地)						3:05

番号	対象職員	使用日	曜日	会員番号	請求月	チケット番号	枝番号	金額(円)	判定結果	理由	自主返還	券面又は運行記録照会結果				使用報告書記載情報			勤務状況		
												運行記録照会対象	乗車地	降車地	乗車時刻	乗車地	降車地	乗車地	降車地	申告勤務終了時刻	修正
286	対象職員 e	平成20年3月14日	金	04876-7	3月	9173075	18	2,820	基準外使用 とはいえない	(7) e		○	河原町姉小路	(自宅所在地)	1:40	市役所	(自宅所在地)	0:30頃			1:15
293	対象職員 e	平成20年3月27日	木	04876-7	3月	9178447	2	2,010	基準外使用 とはいえない	(7) e		○	河原町六角	(自宅所在地)	3:20	市役所	(自宅所在地)	1:00頃			3:59
314	対象職員 g	平成19年4月12日	木	12705-3	4月	9151464	1	4,890	基準外使用 とはいえない	(7) e		○	河原町御池	(自宅所在地)	0:30	市役所	(自宅所在地)	0:05			3:35
322	対象職員 g	平成19年4月27日	金	12705-3	5月	9151464	13	4,820	基準外使用 とはいえない	(7) d		○	河原町松原	(自宅所在地)		市役所	(自宅所在地)	0:05			1:35
328	対象職員 g	平成19年5月16日	水	12705-3	6月	9151468	2	5,000	基準外使用 とはいえない	(7) e			河原町四条	(自宅所在地)	0:20	市役所	(自宅所在地)	23:35	*		0:50
336	対象職員 g	平成19年6月7日	木	12705-3	6月	9151468	17	5,000	基準外使用 とはいえない	(7) e		○	河原町四条	(自宅所在地)	0:35	市役所	(自宅所在地)	23:35			0:10
345	対象職員 g	平成19年7月3日	火	12705-3	7月	9151469	12	4,820	基準外使用 とはいえない	(7) d		○	花見小路	(自宅所在地)		市役所	(自宅所在地)	0:05			0:25
407	対象職員 g	平成20年3月7日	金	12705-3	3月	9170092	15	4,820	基準外使用 とはいえない	(7) d		○	河原町六角	(自宅所在地)	3:50	市役所	(自宅所在地)	23:30		22:33	0:18
433	対象職員 i	平成19年4月17日	火	12705-3	5月	9151463	12-13	7,100	基準外使用 とはいえない	(7) f	○	○	四条木屋町	(自宅所在地)	1:20	市役所	(自宅所在地)	0:35			2:55
435	対象職員 i	平成19年4月24日	火	12705-3	5月	9151463	21-22	9,040	基準外使用 とはいえない	(7) a			祇園	(自宅所在地)		四条	(自宅所在地)	22:30頃	*		1:05

番号	対象職員	使用日	曜日	会員番号	請求月	チケット番号	枝番号	金額(円)	判定結果	理由	自主返還	券面又は運行記録照会結果				使用報告書記載情報			勤務状況		
												運行記録照会対象	乗車地	降車地	乗車時刻	乗車地	降車地	乗車地	降車地	時間外勤務命令終了時刻	申告勤務終了時刻
436	対象職員 i	平成19年4月27日	金	12705-3	5月	9151466	1-2	6,210	基準外使用 とはいえない	(7) e		河原町六角	(自宅所在地)	0:30	市役所	(自宅所在地)		0:00過ぎ	*		1:35
437	対象職員 i	平成19年5月1日	火	12705-3	5月	9151466	7-8	6,270	基準外使用 とはいえない	(7) e	○	木屋町御池	(自宅所在地)		市役所	(自宅所在地)	0:05	0:05			2:50
438	対象職員 i	平成19年5月8日	火	12705-3	5月	9151466	11-12	6,330	基準外使用 とはいえない	(7) f	○	御池寺町	(自宅所在地)		御幸町御池	(自宅所在地)	1:05	3:05			3:00
440	対象職員 i	平成19年5月25日	金	12705-3	6月	9151466	22-23	8,650	基準外使用	(7) b	○	四条	(自宅所在地)	21:50	市役所	(自宅所在地)		23:35			23:55
441	対象職員 i	平成19年5月6日	水	12705-3	6月	9151467	13	3,440	基準外使用	(7) a		四条繩手	(職員自宅所在地)	1:00	四条	(自宅所在地)	23:35	23:35	*		1:30
442	対象職員 i	平成19年5月6日	水	12705-3	6月	9151467	12	5,000	基準外使用	(7) a		四条繩手	(自宅所在地)	1:00	四条	(自宅所在地)	23:35	23:35	*		1:30
443	対象職員 i	平成19年5月6日	水	12705-3	6月	9151467	14	3,890	基準外使用	(7) a		四条繩手	(自宅所在地)	1:00	市役所	総C～ シルクH ～市役所	23:35	23:35	*		1:30
444	対象職員 i	平成19年6月12日	火	12705-3	7月	9151467	15-16	7,210	基準外使用 とはいえない	(7) f	○	河原町調薬師	(自宅所在地)	0:45	四条	(自宅所在地)	23:35	0:05			0:25
446	対象職員 i	平成19年6月18日	月	12705-3	7月	9151467	20-21	5,860	基準外使用	(7) a		祇園	(自宅所在地)		四条	(自宅所在地)	23:35	23:35			23:35
449	対象職員 i	平成19年7月2日	月	12705-3	7月	9151471	4-5	6,330	基準外使用	(7) a		四条烏丸	(自宅所在地)	23:05	23:05	(自宅所在地)	23:05	23:05	*		0:10

番号	対象職員	使用日	曜日	会員番号	請求月	チケット番号	枝番号	金額(円)	判定結果	理由	自主返還	券面又は運行記録照会結果				使用報告書記載情報			勤務状況				
												運行記録照会対象	乗車地	降車地	乗車時刻	乗車地	降車地	乗車地	降車地	時間外勤務命令終了時刻	申告勤務終了時刻	修正	パソコン動作記録
452	対象職員 i	平成19年7月10日	火	12705-3	7月	9151471	17-18	7,000	基準外使用	(7) a		四条切通	(自宅所在地)	四条	(自宅所在地)	0:45	四条	(自宅所在地)	23:30頃	*			0:20
455	対象職員 i	平成19年9月11日	火	12705-3	9月	9159830	5-6	6,000	基準外使用	(7) b	○	川端三条	(自宅所在地)	市役所	(自宅所在地)	23:10	市役所	(自宅所在地)	23:05	*			1:00
457	対象職員 i	平成19年9月20日	木	12705-3	10月	9159830	9-10	5,860	基準外使用	(7) a		山科駅	(自宅所在地)	千本三条	(自宅所在地)	23:30	千本三条	(自宅所在地)	22:00頃	*			20:55
461	対象職員 i	平成19年10月3日	水	12705-3	10月	9159830	19-20	8,170	基準外使用	(7) a		木屋町三条	(自宅所在地)	四条	(自宅所在地)	1:14	四条	(自宅所在地)	22:05	*			0:50
462	対象職員 i	平成19年10月9日	火	12705-3	10月	9159834	2-3	8,320	基準外使用	(7) a		京都全日空ホテル	(自宅所在地)	御池	(自宅所在地)	24:20頃	御池	(自宅所在地)	22:35	*			1:20
463	対象職員 i	平成19年10月11日	木	12705-3	10月	9159834	6-7	8,560	基準外使用	(7) a		河原町三条	(自宅所在地)	四条, 山科	(自宅所在地)	0:25	四条, 山科	(自宅所在地)	22:05	*			3:43
466	対象職員 i	平成19年11月8日	木	12705-3	11月	9159834	10-11	6,810	基準外使用	(7) a				四条	(自宅所在地)		四条	(自宅所在地)	23:30頃	*			22:03
471	対象職員 i	平成19年11月29日	木	12705-3	12月	9163427	9-10	7,360	基準外使用 とはいえない	(7) e		市役所	(自宅所在地)	市役所	(自宅所在地)	23:55	市役所	(自宅所在地)	0:00前	*			2:54
472	対象職員 i	平成19年12月3日	月	12705-3	12月	9163427	16-17	6,330	基準外使用	(7) b	○	西洞院竹屋町	(自宅所在地)	市役所	(自宅所在地)	22:45	市役所	(自宅所在地)	22:45	*			2:30
474	対象職員 i	平成19年12月7日	金	12705-3	12月	9163427	20	1,840	基準外使用 とはいえない	(7) d		五条西洞院	綾小路高倉	市役所	(自宅所在地)	18:20	市役所	(自宅所在地)	0:05				0:11

番号	対象職員	使用日	曜日	会員番号	請求月	チケット番号	枝番号	金額(円)	判定結果	理由	自主返還	券面又は運行記録照会結果				使用報告書記載情報			勤務状況			
												運行記録照会対象	乗車地	降車地	乗車時刻	乗車地	降車地	乗車地	降車地	時間外勤務命令終了時刻	申告勤務終了時刻	修正
475	対象職員 i	平成19年12月7日	金	12705-3	12月	9163427	21	5,000	基準外使用	(7) a		○	四条河原町	(自宅所在地)	1:00	市役所	(自宅所在地)	23:05	23:05	*		0:11
476	対象職員 i	平成19年12月7日	金	12705-3	12月	9163427	22	1,580	基準外使用	(7) a		○	四条河原町	(自宅所在地)	1:00	市役所	丸太町七本松	23:05	23:05	*		0:11
478	対象職員 i	平成19年12月12日	水	12705-3	1月	9170089	03-04	6,020	基準外使用	(7) a			府庁前	(自宅所在地)		市役所	(自宅所在地)	23:35	23:35		22:36	1:24
479	対象職員 i	平成19年12月13日	木	12705-3	12月	9170089	05-06	7,120	基準外使用	(7) b			市役所	(自宅所在地)	23:00	市役所	(自宅所在地)	23:00前	23:00前	*		3:00
480	対象職員 i	平成19年12月14日	金	12705-3	1月	9170089	07-08	8,320	基準外使用	(7) a			烏丸四条	(自宅所在地)	0:55	市役所	(自宅所在地)	23:30頃	23:30頃	*	21:53	20:40
482	対象職員 i	平成19年12月18日	火	12705-3	1月	9170089	11-12	6,320	基準外使用	(7) b			山科駅	(自宅所在地)	23:45	市役所	(自宅所在地)	23:30頃	23:30頃	*	18:13	0:00
484	対象職員 i	平成19年12月27日	木	12705-3	1月	9170089	17-18	7,360	基準外使用	(7) b			市役所	(自宅所在地)	23:15	市役所	(自宅所在地)	23:00過ぎ	23:00過ぎ	*	15:25	23:46
487	対象職員 i	平成20年1月8日	火	12705-3	1月	9170089	23-24	6,590	基準外使用 とはいえない	(7) e		○	市役所	(自宅所在地)	0:20	市役所	(自宅所在地)	0:00	0:00	*	23:33	0:48
494	対象職員 i	平成20年1月23日	水	12705-3	2月	9170091	13-14	6,100	基準外使用	(7) b		○	市役所	(自宅所在地)	23:15	市役所	(自宅所在地)	23:00過ぎ	23:00過ぎ	*	18:16	0:05
496	対象職員 i	平成20年1月29日	火	12705-3	2月	9170091	17-18	9,200	基準外使用	(7) d			中書島	(自宅所在地)		市役所	(自宅所在地)	0:30	0:30		22:01	1:58

番号	対象職員	使用日	曜日	会員番号	請求月	チケット番号	枝番号	金額(円)	判定結果	理由	自主返還	券面又は運行記録照会結果				使用報告書記載情報			勤務状況		
												乗車地	降車地	乗車時刻	乗車地	降車地	乗車地	降車地	申告勤務終了時刻	修正	パソコン動作記録
497	対象職員 i	平成20年1月31日	木	12705-3	2月	9170091	19-20	6,940	基準外使用 とはいえない	(f)	○	大石橋	(自宅所在地)	23:45	市役所	(自宅所在地)	23:30	*		1:37	
498	対象職員 i	平成20年2月8日	金	12705-3	2月	9170091	21-22	5,700	基準外使用 とはいえない	(f) e		木屋町三条	(自宅所在地)	0:20	市役所	(自宅所在地)	0:10	*	18:22	22:55	
499	対象職員 i	平成20年2月26日	火	04876-7	3月	9173074	07-08	5,590	基準外使用	(f) b		山科駅	(自宅所在地)	23:40	市役所	(自宅所在地)	23:20頃	*		1:51	
503	対象職員 i	平成20年3月25日	火	04876-7	3月	9173074	23-24	6,550	基準外使用	(f) b	○	河原町岬薬師	(自宅所在地)	23:30	市役所	(自宅所在地)	23:00過ぎ	*	22:20	2:43	
504	対象職員 i	平成20年3月27日	木	04876-7	3月	9173076	4-5	7,390	基準外使用	(f) a	○	烏丸橋	(自宅所在地)	0:00	市役所	(自宅所在地)	23:00頃	*	21:45	3:59	
508	対象職員 j	平成19年12月6日	木	12705-3	12月	9163424	20	1,300	基準外使用 とはいえない	(f) e	○	河原町御池	(自宅所在地)	0:35	市役所	(自宅所在地)	23:35		22:43	1:15	
509	対象職員 j	平成19年12月13日	木	12705-3	1月	9163424	23	1,300	基準外使用 とはいえない	(f) e	○	河原町御池	(自宅所在地)	1:30	市役所	(自宅所在地)	23:35			3:00	
510	対象職員 j	平成20年1月20日	日	12705-3	2月	9170090	05	1,520	基準外使用 とはいえない	(f) e	○	河原町押小路	(自宅所在地)	23:35頃	市役所	(自宅所在地)	0:00 *			0:18	
511	対象職員 j	平成20年1月21日	月	12705-3	2月	9170090	07	1,220	基準外使用 とはいえない	(f) h	○	松ヶ崎	新町上立売	17:10	市役所	(自宅所在地)	23:00		21:15	0:55	
513	対象職員 j	平成20年1月28日	月	12705-3	2月	9170090	10	1,300	基準外使用 とはいえない	(f) h	○	上賀茂	河原町三条	0:10	市役所	(自宅所在地)	23:00		19:56	3:10	

※番号510に係る申告勤務終了時刻については、23:35頃にタクシーに乗車した後の経由地において従事した後の用務の終了時刻を掲げている。